



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association



とう し
10/4は
証券投資の日

当面の主要課題 (令和8年7月策定)

令和8年7月1日

国民

資産形成支援制度の情報発信や制度向上に向けた取組み等により、国民の安定的な資産形成の実現に取り組む。

1. 国民の安定的な資産形成を推進し、「貯蓄から投資へ」の流れを確かなものとするための取組み

NISAをはじめとする資産形成支援制度の利用状況等に関する情報発信を適時適切に行うとともに、調査結果等を踏まえた情報分析を行い、情報提供の質的向上を図る。加えて、職域を活用した取組みを含め、対象者の属性に応じた施策を検討し、具体的な施策を実施する。あわせて、取組みの進捗及び効果を把握・検証し、検証結果を踏まえ、NISA制度の更なる普及・活用促進等に取り組む。

NISA制度に係る特設サイトの運営、パンフレットの提供、CM動画の配信・放送等の広報活動を行う。

2. 国民の金融リテラシー向上に向けた、金融経済教育推進機構(J-FLEC)の運営の支援・協働

金融経済教育推進機構(J-FLEC)の活動に対し、人的支援や資金拠出で継続的な支援を行うほか、地区協会事務局においてJ-FLECの受託業務を適切に遂行する。

地方や職域における金融経済教育を浸透させる観点から、J-FLECや金融広報委員会等の関係団体と協働し、関係各方面にJ-FLECの講師派遣等の活用を働きかける。

学校における金融経済教育を推進するため、次期学習指導要領改訂において資産形成に関する記載の拡充を目指し、関係各方面への働きかけを行う。

資産形成支援制度の情報発信や制度向上に向けた取組み等により、国民の安定的な資産形成の実現に取り組む。

3. 資産形成支援制度の普及、利便性の向上

- NISA制度の普及に向けた利便性向上等に係る取組み

NISA制度の更なる普及に向けた利便性向上に係る検討を進め、関係各方面への働きかけを行う。

- 確定拠出年金制度(企業型DC、iDeCo)の普及に向けた取組み

確定拠出年金制度(企業型DC、iDeCo)の更なる普及に向け、制度・事務の改善について関係各方面への働きかけを行う。

4. 高齢者の資産活用と円滑な世代間移転のための取組み

会員が家族サポート証券口座を円滑に開始できるよう支援を行うとともに、制度開始後の利用状況等の実態把握を行う。

世代間の資産移転を促進するため、上場株式等の相続税に関する税制優遇措置や相続税評価額の見直し等について検討を進め、関係各方面への働きかけを行う。

国民

資産形成支援制度の情報発信や制度向上に向けた取組み等により、国民の安定的な資産形成の実現に取り組む。

5. インターネット証券口座における不正アクセス・不正取引に対する対応

2025年10月に改正した「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」について、本ガイドラインに基づく不正アクセス等防止に向けた対応の遵守状況などの把握を行う。また、本ガイドラインは法令諸規則の改正や不正行為の手口の変化、進歩するインターネット技術の変化などに応じて、適宜見直しを行う。

6. 有価証券投資に関連した詐欺への対応

有価証券投資に関連した詐欺への対応として、投資家向けの注意喚起やコールセンターの運営等の対応を行う。

7. 個人投資家の投資環境の改善に向けた取組み

金融所得課税の一体化(デリバティブとの損益通算)に向けて、関係各方面への働きかけを行う。

市場仲介者 (協会員)

顧客本位の業務運営の推進・市場仲介者としての機能と信頼性の向上に取り組む。

1. 協会員の役職員の職業倫理意識と信頼の一層の向上に向けた取組み

自主規制に関する研修(JSDAコンプライアンス・トレーニング)において、不正のトライアングルを踏まえた協会員の役職員の職業倫理意識と信頼性向上に資する研修プログラムを拡充し、受講促進を図る。

外務員必携等(外務員に必要な法令諸規則や商品業務等の解説書)に、金融リテラシー及び不正のトライアングルを踏まえた職業倫理意識向上に資する内容を充実させる。

重大な法令等違反行為に係る外務員等処分の公表項目及び公表対象について、必要に応じて見直しを行う。

外務員等処分の公表に至らない事案も含め、具体的な事例等を協会員に定期的に周知を行い、未然防止及び再発防止に向けた活用を促す。

2. 協会員のコンプライアンス体制整備の支援

コンプライアンス相談窓口の運営等を通じ、協会員のコンプライアンス体制整備の支援を行う。

協会監査において、協会員から業務改善に向けた取組みについて相談があった場合は、真摯に対応するよう努める。

協会監査で認められた事象のうち、リスクの芽として協会員の未然防止の感度の底上げに有用と考えられるものについては、必要に応じて協会員に共有する。

自主規制に関する研修(JSDAコンプライアンス・トレーニング)について、研修プログラムの更なる充実、受講者の利便性の向上等を図る。

市場仲介者 (協会員)

顧客本位の業務運営の推進・市場仲介者としての機能と信頼性の向上に取り組む。

3. インサイダー取引の未然防止に向けた対応

インサイダー取引の未然防止に向けた諸施策について継続的に実施する。

協会員の役職員におけるインサイダー取引の「正当化」防止を図るため、自主規制に関する研修(JSDAコンプライアンス・トレーニング)のプログラムを拡充し、受講促進を図るとともに、外務員資格更新研修のコンテンツを拡充する。

4. 会員におけるサイバーセキュリティ対策強化に向けた取組み

会員からのサイバーインシデント情報の共有に加え、政府等からのサイバーセキュリティ対策に関する会員への情報提供及び政府の各種サイバーセキュリティ演習へ会員が参加する際の各種調整を行うほか、会員のサイバーセキュリティ管理態勢整備の支援を行う。

5. 販売チャネルの多様化への対応

販売チャネルが多様化している状況を踏まえ、その実態把握に努めるとともに、実態把握を踏まえて必要な対応を行う。

協会員に対する監査において、委託先管理の実施状況を点検するに当たり、必要に応じて、委託先の金融商品仲介業者に直接確認する。

市場仲介者 (協会員)

顧客本位の業務運営の推進・市場仲介者としての機能と信頼性の向上に取り組む。

6. 適切な監査機能の確保

- 機動的・効果的な協会監査

協会員の業務、財産の状況や各種情報等に応じた機動的かつ効果的な監査の実施に引き続き努め、法令・自主規制規則の遵守状況、内部管理態勢の整備状況等について点検を行う。なお、協会監査の実施にあたっては、関係する他の自主規制機関との連携を一層強化し、より実効性の高い監査の実施に取り組む。

- 監査後のフォローアップ

協会員に対する監査結果を踏まえ、協会員における内部管理態勢の整備等のため必要なフォローアップを行う。

7. 証券業務に係る法令(個人情報保護法・犯罪収益移転防止法)の改正への対応

個人情報保護法及び犯罪収益移転防止法施行規則の改正等を踏まえて、必要な対応を行う。

8. 規制のスクラップアンドビルドに向けた取組み

顧客本位の業務運営の実践のために各協会員において創意工夫していく中で、必要以上に形式的・画一的となっている規制の緩和について引き続き働きかけを行うなど、規制のスクラップアンドビルドに向けた取組みを行う。

市場仲介者 (協会員)

顧客本位の業務運営の推進・市場仲介者としての機能と信頼性の向上に取り組む。

9. 証券業におけるミドル・バックオフィス業務の効率化に向けた取組み

証券業におけるミドル・バックオフィス業務の効率化に関し、新規テーマの検討着手及び既存テーマの継続検討等の取組みを進める。

証券業務基盤監理株式会社の適切な運営に資するよう、同社の事業に対する支援を行う。

10. 会員が抱える課題の解決に向けた取組みの支援

会員が抱える諸課題について、知見の共有や解決策の検討を中心に会員のニーズに応じた各種調査や情報提供、関係諸機関や外部専門家との意見交換を行う。

会員の業務に役立つ知識の習得や情報発信を目的として、法令制度、ビジネススキル、金融実務基礎、業界動向等の多様なテーマについて、会員の役職員向け研修サイト「JSDAトレーニング・ハブ」で動画配信を行う。また、集合研修・交流会の実施を通じて、会員の役職員同士の情報交換や人材育成を支援する。

政府における全世代型社会保障の構築に向けた医療保険制度等における金融所得の勘案に関する議論の状況を踏まえ、会員の業務負担等の観点から必要な対応を検討する。

11. AIの活用促進に向けた取組み

AIを巡る動向の情報収集等を通じ、AI活用促進に向けた取組みについて検討を行う。

1. 金融資本市場の長期的な展望に関する検討

「2040年に向けた我が国金融資本市場のビジョンについての懇談会」において、「貯蓄から投資、その先へ」の理念の下、2040年を展望し、資産運用と資金調達が一体となって活力を生む金融資本市場のビジョンを示すとともに、その実現に貢献する証券業界の将来像を幅広く議論する。

2. 金融イノベーションの進展への適切な対応

ブロックチェーン技術を活用した有価証券や低流動性資産を組み込んだ投資信託等の新たなタイプの有価証券について情報収集を行うとともに、投資者保護及び市場の健全な育成の観点から必要な検討・対応を行う。

ステーブルコインや中央銀行デジタル通貨(CBDC)等のデジタル資産の活用を巡る動向や関係者の検討状況等について情報収集を行うとともに、必要な対応を検討する。

3. 社会情勢・国際情勢の変化を踏まえた制度見直しへの適切な対応

社会情勢・国際情勢の変化を踏まえ、関係各所において行われる制度見直しに対し、関係者との意見交換等を通じ、適切な対応を行う。

4. J-Ships等の非上場株式等の取引制度の環境整備及び利活用支援によるスタートアップへの資金供給促進

スタートアップへの成長資金供給を促進するため、J-Shipsをはじめとする非上場株式等の取引制度について制度整備に向けた検討を行う。

非上場株式等の取引制度を活用した非上場企業への資金供給促進に向け、各地の企業や内外の投資家に対する周知活動の強化を図る。

5. 社債市場の活性化実現に向けた取組みの加速

経産省社債研究会の報告書や会社法改正の議論等を踏まえ、社債市場の活性化実現に向け、以下の事項を含む必要な対応について検討する。

- ✓ 社債発行の効率化・円滑化等に係る実務慣行の整理等。
- ✓ 社債の取引情報の報告・発表制度の一層の改善・拡充。

マーケット (市場インフラ)

金融イノベーションへの対応等を含め、我が国の資本市場の機能・競争力の強化に取り組む。

6. 市場機能維持のための訓練の実施

大規模災害等の発生時における業界全体としての情報連絡体制の確認を目的として、証券市場全体のBCP訓練を実施する。

7. 株式の決済期間の短縮化(T+1化)にかかる情報収集

海外主要市場において、株式の決済期間のT+1への移行が実施又は検討されている状況を踏まえ、本邦における更なる決済期間の短縮に向けた課題について、関係機関と連携し情報収集を行う。

1. 我が国資本市場へ投資を呼び込むための海外向けプロモーション活動や海外への情報発信・理解促進

我が国資本市場への投資・進出の推進を主な目的として、海外における日本証券サミットを開催する他、関係者と連携した取組みを通じ、積極的にプロモーション活動を行う。

我が国資本市場に係る取組みについて、海外関係者への説明の機会を捉えて積極的に発信し、適切な理解を得ていく。

海外関係者から注目度やニーズの高い情報については、英語版ウェブサイト・SNS等を通じて、英語による情報提供を進める。

2. 海外関係機関との連携・協力の一層の推進

ASF(アジア証券人フォーラム)等を通じてアジア域内の関係者との情報交換・連携等を主導し、共通課題への対応に積極的に貢献するとともに、連携・協力を促進する。

ICSA(国際証券業協会会議)及びその他海外機関等との情報交換を通じて、共通課題への対応に積極的に貢献するとともに、必要に応じて国内へのフィードバックを図る。

FINRA(米国金融業規制機構)等、主要市場の自主規制機関等と、本協会との間で締結している情報交換のための枠組みを活用しつつ、バイラテラル会合の実施等を通じた証券市場・業界における新たな課題や取組みの把握に努め、必要な対応につなげる。

3. サステナブル・ファイナンスの更なる推進に向けた取組み

2025年11月、東京で開催されたICMA(国際資本市場協会)原則年次カンファレンスにあわせ、トランジションボンドに関する新たなガイドラインが公表されたところ、本年もICMAとの共催カンファレンスを開催する等、国内外の市場関係者との対話や情報発信を継続する。

新たなラベル債の起債等、多様化するサステナブル・ファイナンスに関して、事例の共有等を通じて関係者間での理解促進等を図る。また、より一層の投資家の裾野拡大に向け、例えば、リテール投資家の投資ニーズ等にかかる関係者との意見交換や、サステナビリティ選好が投資行動に与える影響等について調査・検討を進める。

グリーン・トランスフォーメーション技術に関連する工場見学会、ICMAとトレーニングコース等を引き続き開催する等、市場関係者に向けた意義発信や理解促進、専門人材育成の支援策を実施する。

4. 国際的な証券規制動向のフォローと対応

IOSCO(証券監督者国際機構)等において証券市場における環境変化や新たな課題等について検討が行われていることを踏まえ、関連会議に参加するとともに、こうした国際的な動向を適切にフォローし、国内における適切な対応につなげる。

サステナビリティ開示基準等を巡る議論に関する証券業界の意見交換・情報共有等の一層の推進を図るとともに、必要に応じ関係機関への意見発信を行う。

1. 経済的に厳しい状況にあるこども等への支援

近年のこども・若者の貧困問題の深刻化を踏まえ、NPO法人等や関係団体等とも連携し、こども等への支援に取り組むとともに、株主優待等を活用してこども・若者の貧困問題等、社会課題解決に取り組む者の支援の取組み等を行う。

2. 証券市場や証券会社の機能、役割の理解促進及び関係者との連携強化

国民各層に、証券市場や証券会社の機能、役割、その重要性の理解の促進をより一層図れるよう、各種の媒体も活用して、証券会社の業務や取組みを幅広く紹介する等の取組みを検討、実施する。さらに大学の「知」の活用により社会課題解決に向けた施策の実装化を推進する観点から、大学等との更なる連携を行う。

3. 誰もが働きがいのある職場環境の整備及び仕事と生活の調和の取れた働き方の推進

性別や年齢などにかかわらず誰もが意欲と能力を発揮して働き、仕事と育児・介護、さらには治療との両立を含む生活との調和の取れた働き方を推進するため、証券業界における先進的な取組事例の紹介や会員の理解促進に向けた取組み等を行う。

1. 業務の見直し・改善、生成AI等の活用による効率化の推進

継続的に業務の見直しを行うとともに事務局でのRPA (Robotic Process Automation)や生成AIの活用等により、業務の簡素化・効率化の一層の推進を図る。

2. サイバーセキュリティ対策等、業務継続体制の維持・向上

サイバー攻撃に適切に対応するため、本協会のセキュリティ防御対策を推進する。
災害発生時における対応など、本協会のBCPについてPDCAサイクル(計画、実行、評価、改善)による維持・向上に努める。

3. 職員の能力・資質の一層の向上

本協会の組織の更なる活性化に向け、引き続き人事制度の見直し・改善を図る。また、より高いレベルの業務遂行能力を育成するため、継続的な研修を通じて、職員の能力・資質の一層の向上を図る。

4. 働きがいのある・働きやすい職場環境整備の推進

職員一人ひとりが能力を十分に発揮できるよう、仕事と生活の調和を図り、安心して働き続けることができるための取組みを進める。